

令和6年10月25日(金)	資料2
令和6年度地域・職域連携推進関係者会議	

地域・職域連携の推進について

令和6年10月25日

令和6年度地域・職域連携推進関係者会議

厚生労働省健康・生活衛生局健康課
保健指導室室長 後藤 友美

健康日本21（第三次）の全体像

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「**誰一人取り残さない健康づくり**」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「**より実効性をもつ取組の推進**」に重点を置く。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない健康づくり (Inclusion)

集団や個人の特徴を踏まえた健康づくり
性差や年齢、ライフコースを加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ
自然に健康になれる環境づくりの構築

多様な主体による健康づくり
産官学を含めた様々な担い手の有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

より実効性をもつ取組 (Implementation)

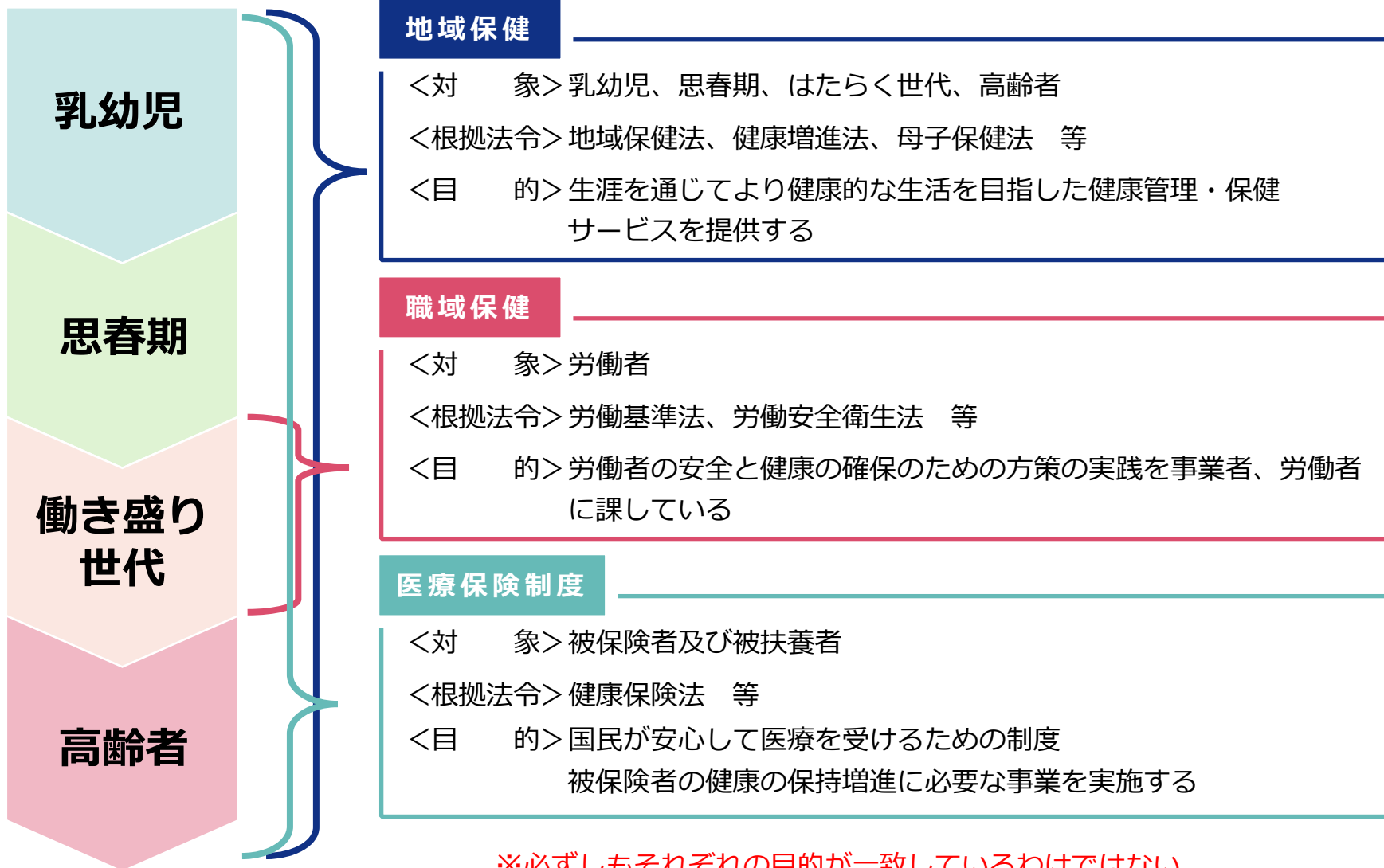
目標の設定・評価
エビデンスを踏まえた目標設定、中間評価・最終評価の精緻化

アクションプランの提示
自治体の取組の参考となる具体的な方策を提示

ICTの利活用
ウェアラブル端末やアプリなどテクノロジーを活用

※期間は、令和6～17年度の12年間の予定。

地域・職域連携推進事業の背景①



※必ずしもそれぞれの目的が一致しているわけではない。
しかし、提供している保健サービスには共通したものがある。

地域・職域連携推進事業の背景②

急速な高齢化と生活習慣病の増加

生活習慣の改善＝個人の主体的な健康づくりへの取り組みが必要。

生涯を通じて継続した健康管理支援が必要

青壮年層を対象にした保健事業

健康増進法・労働安全衛生法・健康保険法
高齢者の医療の確保に関する法律等にて行われ、
制度間のつながりが明確でない。

地域保健・職域保健で抱える対象者の健康情報が異なり、継続した保健指導が困難

青壮年層を対象とした保健事業における課題

地域全体の健康状況が把握できない。
退職後の保健指導が継続できない。

働き盛り世代からの継続した保健事業が必要

これら
問題解決
のために・・・

地域保健



職域保健

健康情報と
保健事業を共有

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 （健康日本21(第三次)）

厚生労働省告示第二百七号 令和5年5月31日

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

二 都道府県の役割と都道府県健康増進計画

都道府県は、庁内の関連する部局が連携して都道府県健康増進計画を策定することとし、当該計画において、国が設定した目標を勘案しつつ、具体的な目標を設定する。また、区域内の市町村ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握を行い、地域間の健康格差の是正に向けた取組を位置付けるよう努めるものとする。

都道府県は、地域・職域連携推進協議会等も活用し、市町村や医療保険者、企業、教育機関、民間団体等の関係者の連携強化のための中心的役割を担い、データの活用や分析を積極的に行い、市町村における健康増進計画の策定の支援を行う。

保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康づくりに関する情報を収集分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定を行う。

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針 (平成16年度厚生労働省告示第242号)

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

7 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、介護予防及び産業保健等の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携(以下「地域・職域の連携」という。)を図ること。

地域・職域の連携の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、栄養指導その他の保健指導の実施の委託先に関する情報の共有など健康診査の実施、栄養指導その他の保健指導の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。この場合、広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置するとともに、より地域の特性を生かす観点から、地域単位(保健所の所管区域等)においても関係機関等から構成される協議会等を設置するよう努めること。なお、関係機関等から構成される協議会等が既に設置されている場合は、その活用を行うこと。

協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。

(一) 都道府県単位

- イ 情報の交換及び分析
- ロ 都道府県における健康課題の明確化
- ハ 各種事業の共同実施及び連携
- ニ 研修会の共同実施
- ホ 各種施設等の相互活用
- ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

(二) 地域単位

- イ 情報の交換及び分析
- ロ 地域における健康課題の明確化
- ハ 保健事業の共同実施及び相互活用
- ニ 健康教育等への講師派遣
- ホ 個別の事例での連携
- ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

なお、協議会等の開催に当たっては、「**地域・職域連携推進ガイドライン**」(令和元年九月これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会取りまとめ)を活用すること。

地域保健対策の推進に関する基本的な指針 (平成6年度厚生省告示第374号)

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

四 地域保健、学校保健及び産業保健の連携

1 地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進すること。

地域・職域連携推進事業の意義

地域・職域連携推進協議会

地域

【取組（例）】

- 特定健診・保健指導
- 健康増進法に基づく健（検）診（がん検診等）
- 健康教育・保健指導 等

【関係機関（例）】

- ・ 都道府県
- ・ 市区町村
- ・ 医師会
- ・ 歯科医師会
- ・ 薬剤師会
- ・ 看護協会
- ・ 栄養士会
- ・ 国民健康保険団体連合会
- ・ 住民ボランティア 等

連携

課題・取組の
共有

職域

【取組（例）】

- 特定健診・保健指導
- 労働安全衛生法に基づく定期健診
- ストレスチェック
- 両立支援 等

【関係機関（例）】

- ・ 事業場
- ・ 全国健康保険協会
- ・ 健康保険組合
- ・ 労働局
- ・ 労働基準監督署
- ・ 産業保健総合支援センター
- ・ 地域産業保健センター
- ・ 地方経営者団体
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会

地域・職域連携のメリットの共通認識

1) 効果的・効率的な保健事業の実施

- (1) 地域及び職域が保有する健康に関する情報を共有・活用することにより、地域全体の健康課題をより明確に把握することが可能となる。
- (2) 保健サービスの量的な拡大により対象者が自分に合ったサービスを選択し、受けることができる。
- (3) 保健サービスのアプローチルートの拡大に繋がり、対象者が保健サービスにアクセスしやすくなる。
- (4) 地域・職域で提供する保健サービスの方向性の一致を図ることが可能となる。

2) これまで支援が不十分だった層への対応

- (1) 働き方の変化やライフイベント等に柔軟に対応できる体制の構築により、生涯を通じた継続的な健康支援を実施することが可能となる。
- (2) 被扶養者等既存の制度では対応が十分ではない層へのアプローチが可能となる。
- (3) 小規模事業場（自営業者等も含む）等へのアプローチが可能となり、労働者の健康保持増進が図られる。

PDCAサイクルに基づいた具体的な取組

- (1) 現状分析
- (2) 課題の明確化・目標設定
- (3) 連携事業のリストアップ
- (4) 連携内容の決定及び提案
- (5) 連携内容の具体化・実施計画の作成
- (6) 連携事業の実施
- (7) 効果指標並びに評価方法の設定

目指すところ

健康寿命の延伸や
生活の質の向上

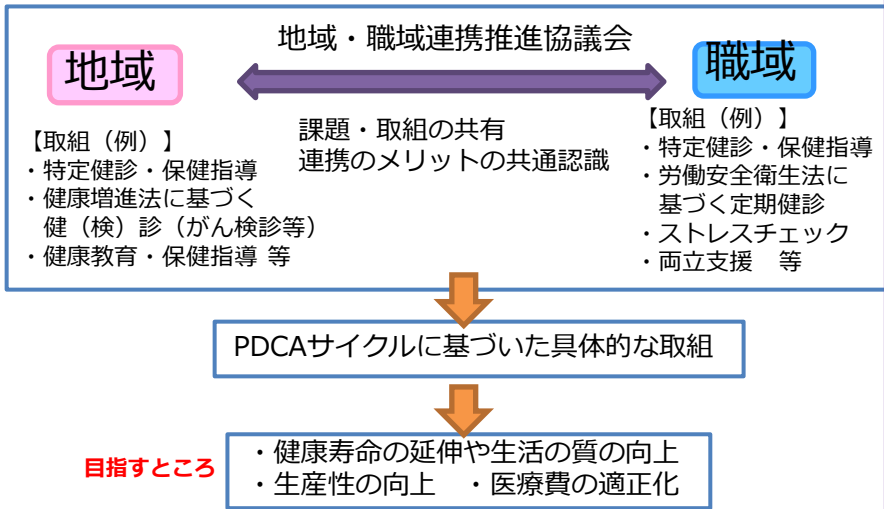
生産性の向上

医療費の適正化

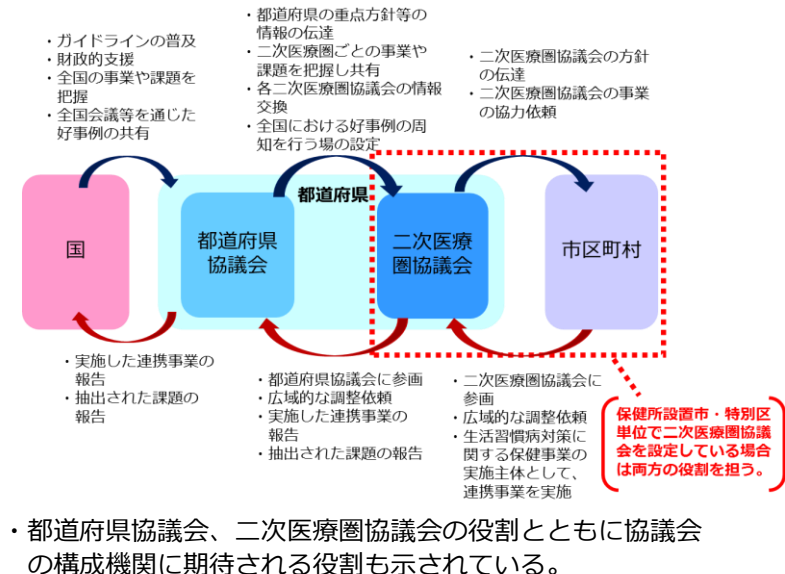
地域・職域連携推進ガイドライン（令和元年9月改訂）

I 地域・職域連携の基本的理念

各機関が実施している健康教育、健康に関する情報等を共有し、地域の実情を踏まえてより効果的・効率的な保健事業を展開する必要がある。



II 地域・職域連携推進協議会の効果的な運営

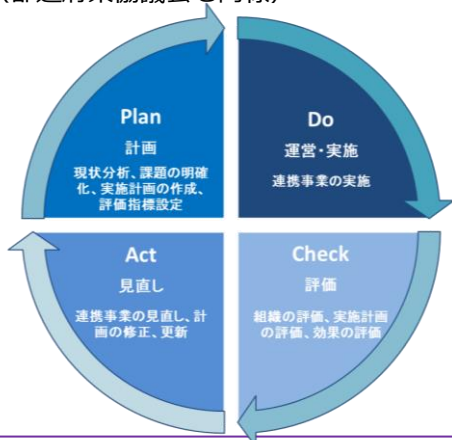


III 地域・職域連携の企画・実施

・二次医療圏協議会は、地域保健・職域保健の健康課題やニーズを把握した上で、「計画、運営・実施、評価、見直し」というPDCAサイクルに沿って企画する。（都道府県協議会も同様）

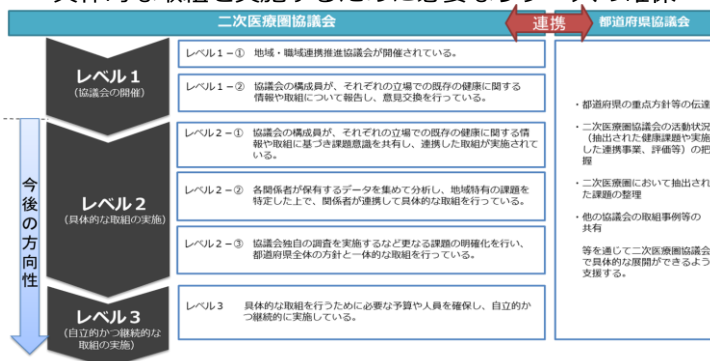
【流れ】

- 1) 現状分析
- 2) 課題の明確化・目標設定
- 3) 連携事業のリストアップ
- 4) 連携内容の検討・決定及び提案
- 5) 連携内容の具体化・実施計画の作成
- 6) 連携事業の実施、
- 7) 評価指標並びに評価方法の設定



IV 具体的な取組に向けた工夫

- ・地域・職域連携推進に向けた共通理解
- ・健康課題の把握と対策の検討に向けたデータの収集・分析
- ・地域・職域連携によって取り組むべき課題と取組事項の明確化
- ・対象者別の具体的な取組例
- ・具体的な取組を実施するために必要なリソースの確保



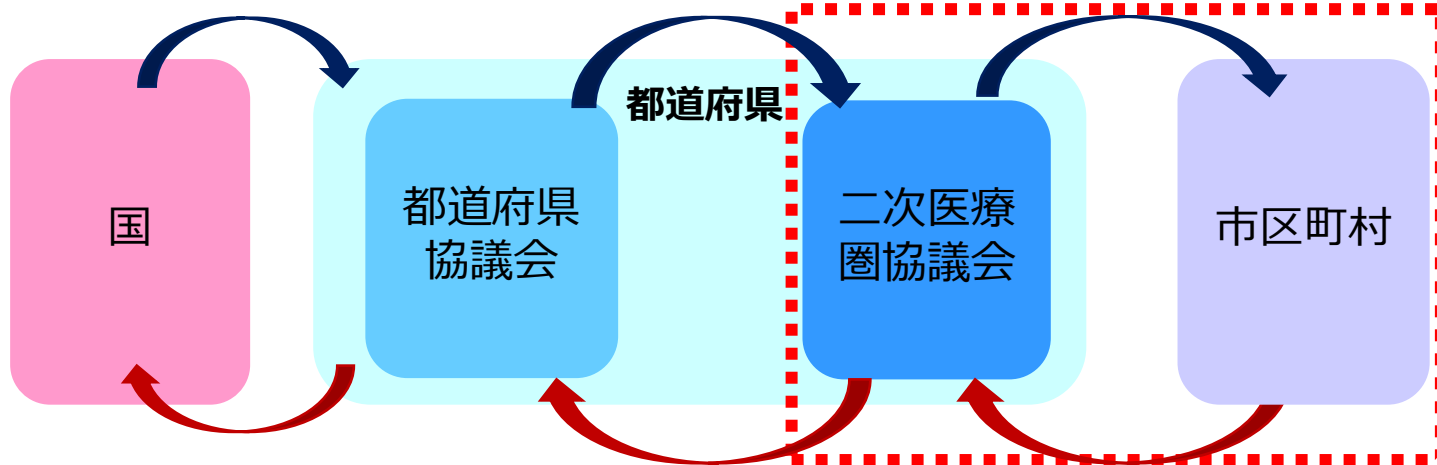
・地域・職域連携推進協議会の運営や取組のレベルを把握し、今後どのように発展させていくのかのイメージを持って取り組むことが必要。

地域・職域連携推進協議会の効果的な運営

- ・ガイドラインの普及
- ・財政的支援
- ・全国の事業や課題を把握
- ・全国会議等を通じた好事例の共有

- ・都道府県の重点方針等の情報の伝達
- ・二次医療圏ごとの事業や課題を把握し共有
- ・各二次医療圏協議会の情報交換
- ・全国における好事例の周知を行う場の設定

- ・二次医療圏協議会の方針の伝達
- ・二次医療圏協議会の事業の協力依頼



- ・実施した連携事業の報告
- ・抽出された課題の報告

- ・都道府県協議会に参画
- ・広域的な調整依頼
- ・実施した連携事業の報告
- ・抽出された課題の報告

- ・二次医療圏協議会に参画
- ・広域的な調整依頼
- ・生活習慣病対策に関する保健事業の実施主体として、連携事業を実施

保健所設置市・特別区単位で二次医療圏協議会を設定している場合は両方の役割を担う。

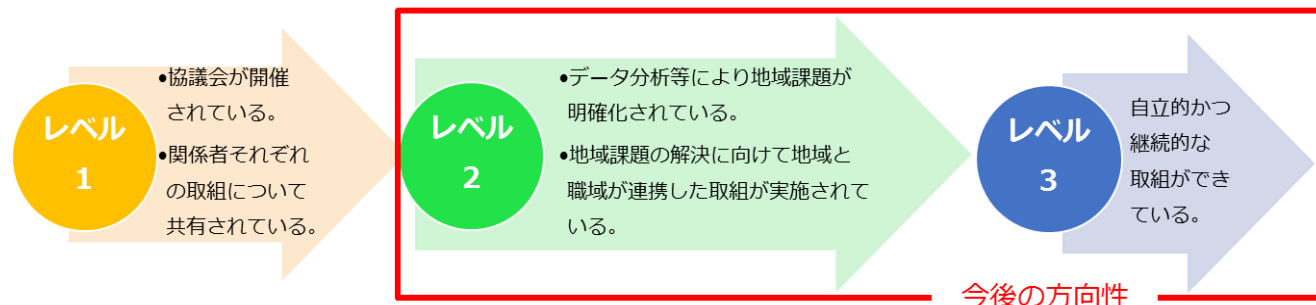
都道府県協議会・二次医療圏協議会の役割

都道府県協議会

- 地域及び職域保健の**広域的観点**での連携により体制整備を図る。
- 都道府県における健康課題を明確化し、管内全体の目標、実施方針、連携推進方策を協議すること等により、管内の関係者による連携事業の計画・実施・評価の推進的役割を担う。
- 関係団体の連絡調整、教材や社会資源の共有を行う。
- 地域・職域における保健事業担当者の資質向上を図るための**研修会**を実施する。

二次医療圏協議会

- 地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となるよう体制を構築する。
- **具体的な取組の実施**にまでつなげていくことを目的とする。
- 関係機関への**情報提供**と**連絡調整**や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、二次医療圏特有の健康課題を特定し、**地域特性を活かした健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価**等を行う。



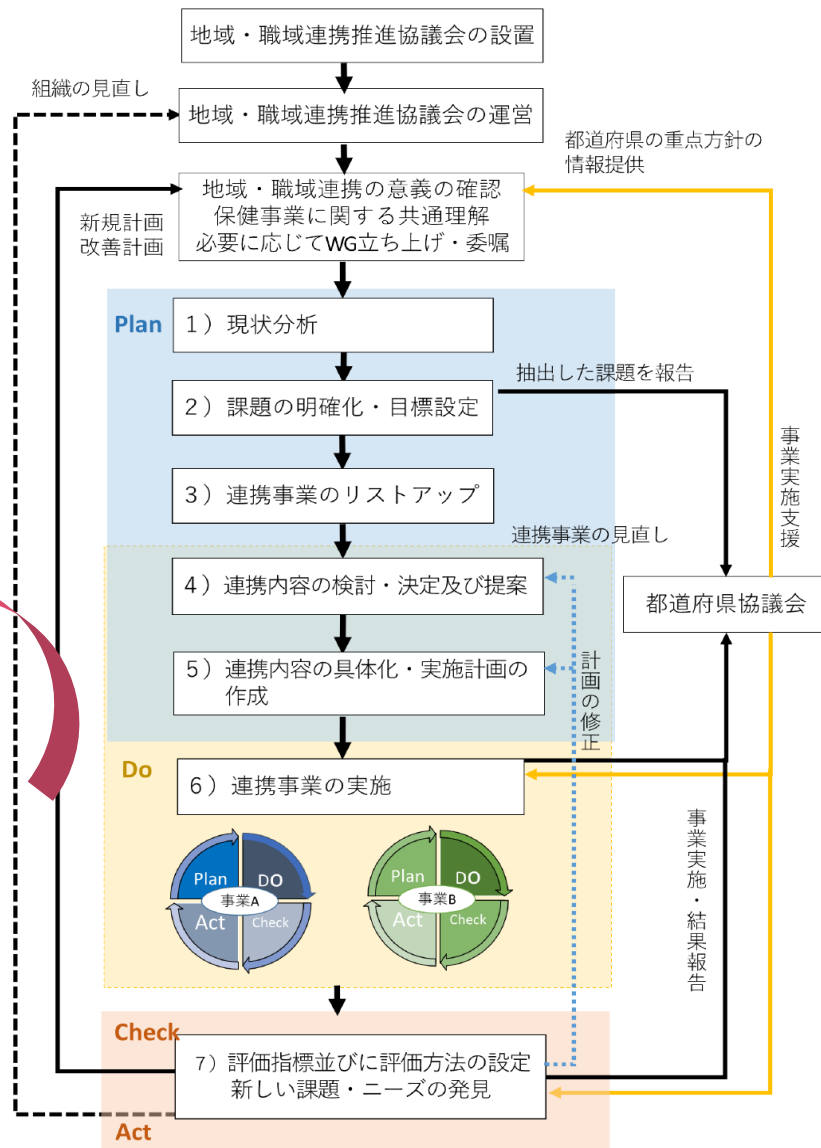
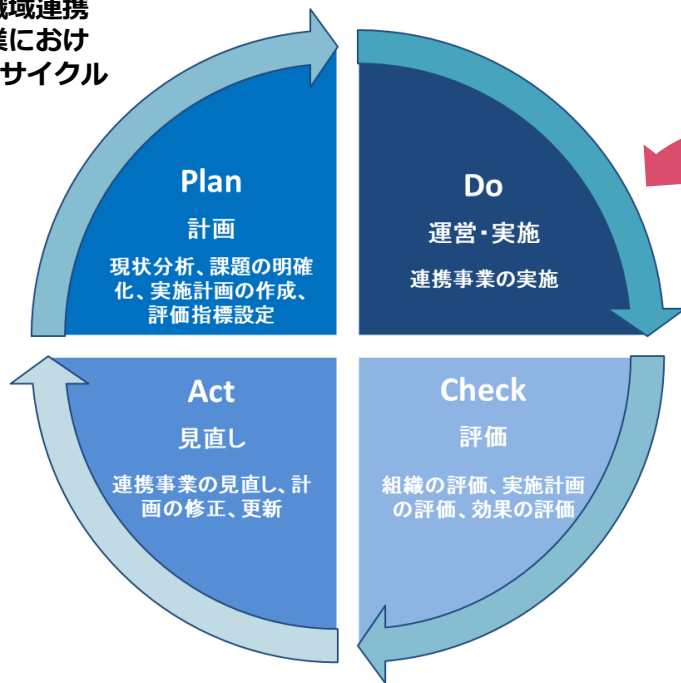
地域・職域連携の企画・実施

都道府県協議会での連携事業の実施

二次医療圏協議会と同様にPDCAサイクルを展開する。

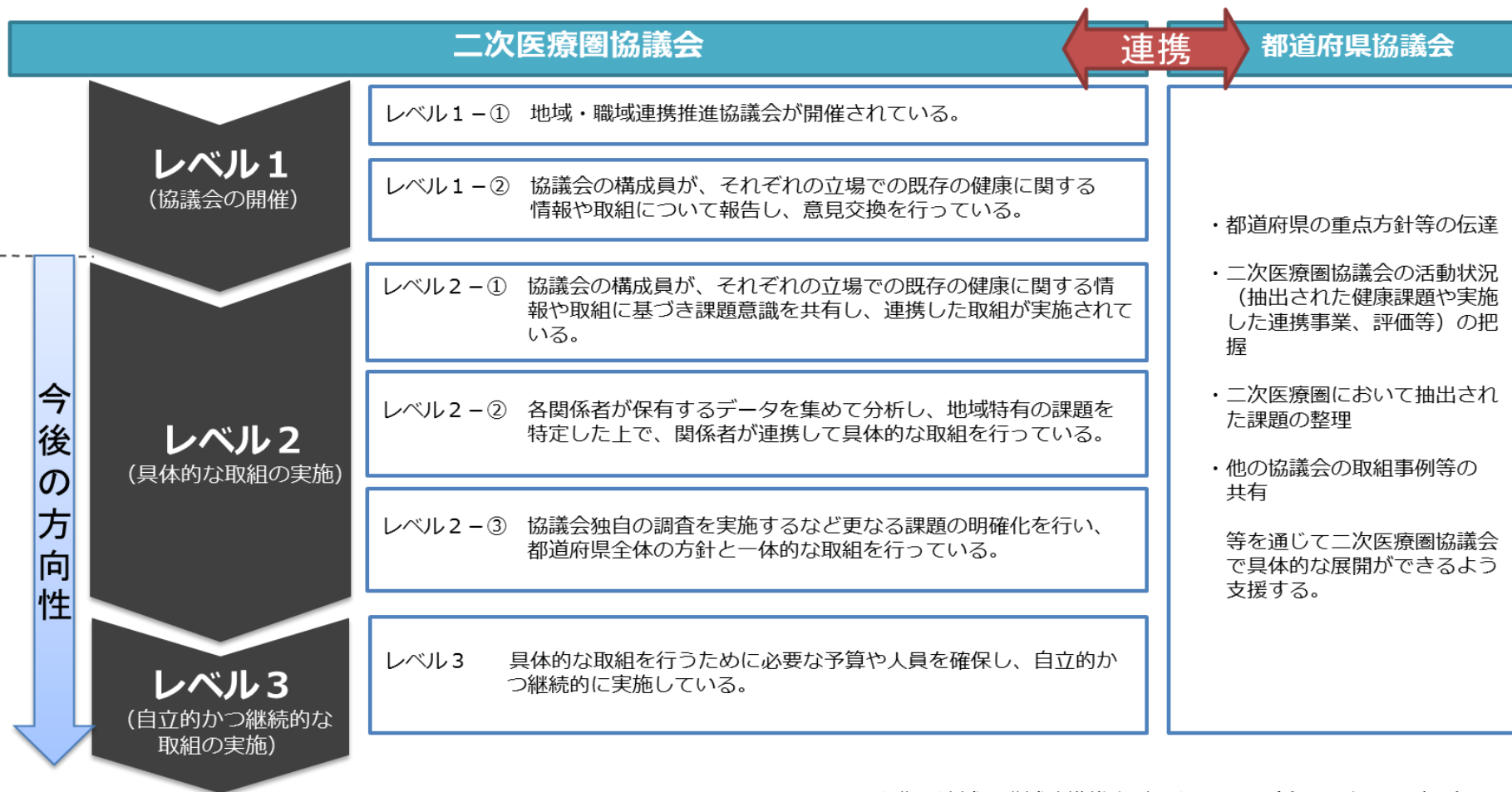
- ・都道府県単位のデータ収集・分析・比較
- ・二次医療圏単独では実施困難な大規模イベントの企画、実施
- ・都道府県内の二次医療圏が共通利用可能な媒体の作成等
- ・二次医療圏協議会担当者を対象とした研修会の企画、実施
- ・保険者協議会等の協議会と連携する役割

地域・職域連携推進事業におけるPDCAサイクル



地域・職域連携推進協議会の成長イメージ

- ・ 地域・職域連携推進協議会の運営や取組のレベルを把握し、今後どのように発展させていくのかイメージをもって取り組む必要がある。
- ・ そのイメージをもつために、以下のモデルを活用する。



内容

- ・健康日本21（第3次）を踏まえた、これからの地域・職域連携推進について
- ・地域職域連携推進事業の理解のために
- ・地域・職域連携に役立つデータ活用
- ・地域・職域連携推進事業におけるICT活用の推進

等

厚生労働省HPにて公開

https://www.mhlw.go.jp/chiiuishokuikiportal/common/pdf/pdf_kaiteibanaratanarutenkai.pdf



■ 健康日本21(第三次)を踏まえたこれからの地域・職域連携推進に関する章立てを追加

第二次の評価と第三次の目標等が共有されていると思いますが、まずは第二次の期間に悪化した項目や第三次に新たに追加された項目を確認し、優先的に解決すべき項目の共通認識を持ちましょう。第三次の目標項目ごとに、地域・職域連携推進事業の取組のテーマの例を示していますので、ご参考に！

■ 地域・職域連携に役立つデータ活用の章立てを追加

研究班においてすべての都道府県分、二次医療圏のデータを集計・グラフ化し、研究班ホームページ上で公開しています！
(<https://ktsushita.com/index.php/kenkyuhan-tiiki04/>)

■ 地域・職域連携推進の政策(施策)への位置づけを強調

健康増進計画等の計画の中に位置づけましょう！（計画への位置づけは、都道府県においては8割以上、二次医療圏で7割以上、保健所設置市においては約半数）

■ 市区町村から保健所設置市(政令指定都市、中核市)、特別区の取組を独立させた章立てを追加

保健所設置市、特別区は、さまざまな産業が集積していることや行政組織内で部署間の連携が取りやすいことなどから、幅広い主体を巻き込んだ柔軟な取組も期待されます！

■ 地域・職域連携推進事業におけるICT活用の章立てを追加

地域・職域連携にかかる会議や普及啓発においても手段としてのICTの利活用は有効です！（ICT活用の課題を解決するために必要な事前準備・体制・実施時の工夫・評価について整理したチェックリストを掲載）

地域・職域連携のポータルサイト

厚生労働省 地域・職域連携のポータルサイト

サイト内検索 🔍 検索

地域・職域連携とは 取組事例 地域・職域連携推進ガイドライン等 既存データや関連ツールと活用方法 関係規定・関係会議等 関連サイト

地域・職域連携とは 取組事例 地域・職域連携推進ガイドライン等

地域保健と職域保健の連携で、地域全体の健康づくりへ。

既存データや関連ツールと活用方法 関係規定・関係会議等 関連サイト

ご活用ください!

URL:<https://www.mhlw.go.jp/chiikishokuikiportal/index.html>

地域・職域連携推進における国庫補助

地域・職域連携推進事業

令和6年度予算額：58百万円

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

国：地域・職域連携推進事業

都道府県：地域・職域連携推進協議会

〈地域〉

- ・都道府県
- ・保健所
- ・福祉事務所
- ・精神保健福祉センター
- ・市町村 等

〈関係機関〉

- ・医師会
- ・歯科医師会
- ・薬剤師会
- ・看護協会
- ・保険者協議会
- ・医療機関 等

〈職域〉

- ・労働局
- ・事業者代表
- ・産業保健総合支援センター
- ・商工会議所
- ・商工会連合会

主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討 等

2次医療圏：地域・職域連携推進協議会

〈地域〉

- ・保健所
- ・市町村
- ・住民代表
- ・地区組織 等

〈関係機関〉

- ・医師会
- ・医療機関
- ・ハローワーク 等

〈職域〉

- ・事業所
- ・労働基準監督署
- ・商工会議所
- ・健保組合
- ・地域産業保健センター 等

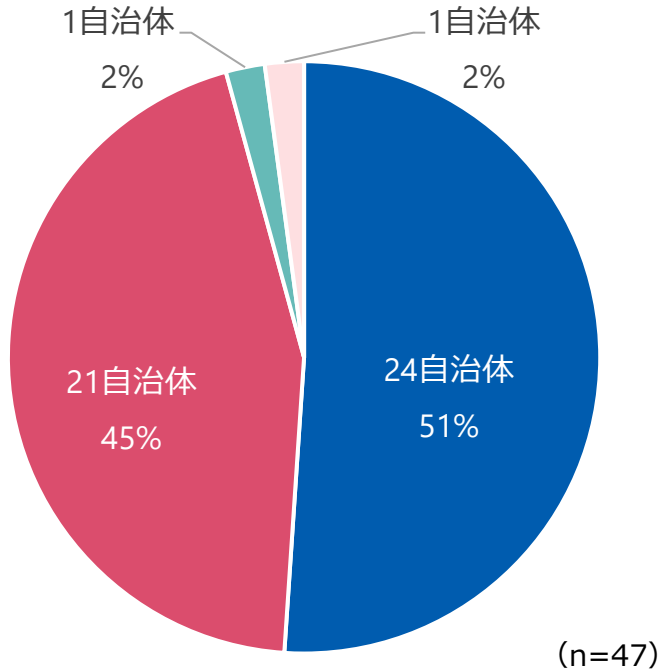
主な事業内容

- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・特定保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等

- ・都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する地域・職域連携推進事業に要する経費については、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。
- ・補助率：1／2 ※補助先：都道府県、政令市、特別区

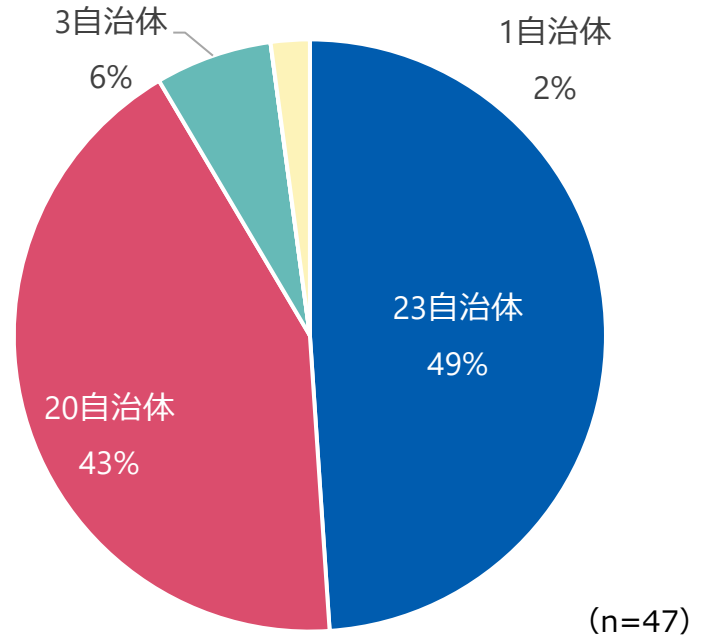
都道府県協議会の設置状況

令和元年度調査



- 単独設置
- 合同設置
- 過去設置、現在は未設置
- 設置していない

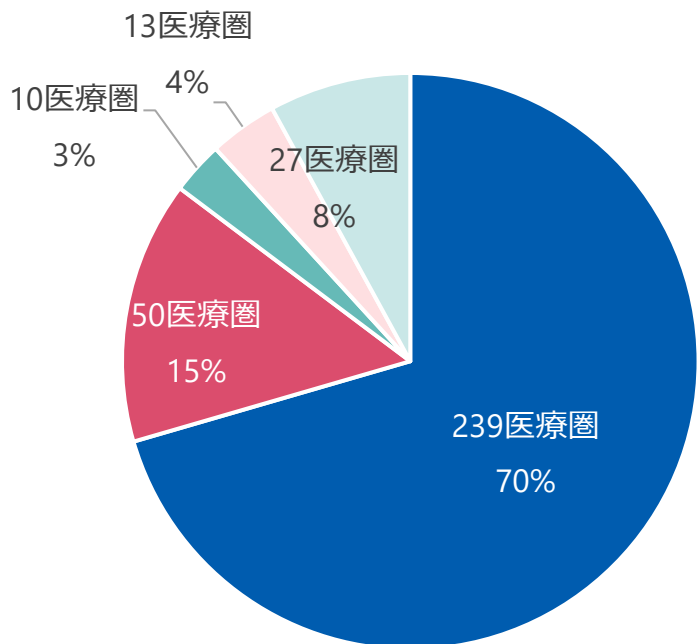
令和6年度調査



- 単独で設置している
- 他の協議会と合同で設置し、開催している
- 設置しているが、今年度の開催予定はない
- 以前は設置していたが、現在は設置していない
- 設置していない
- その他

二次医療圏協議会の設置状況

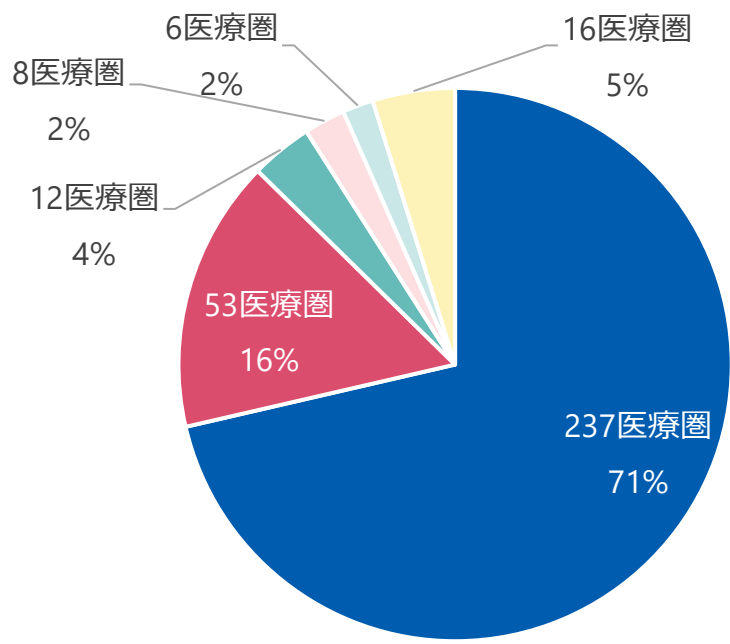
令和元年度調査



(n=339)

- 単独設置
- 合同設置
- 過去設置、現在は未設置
- 設置していない
- その他

令和6年度調査

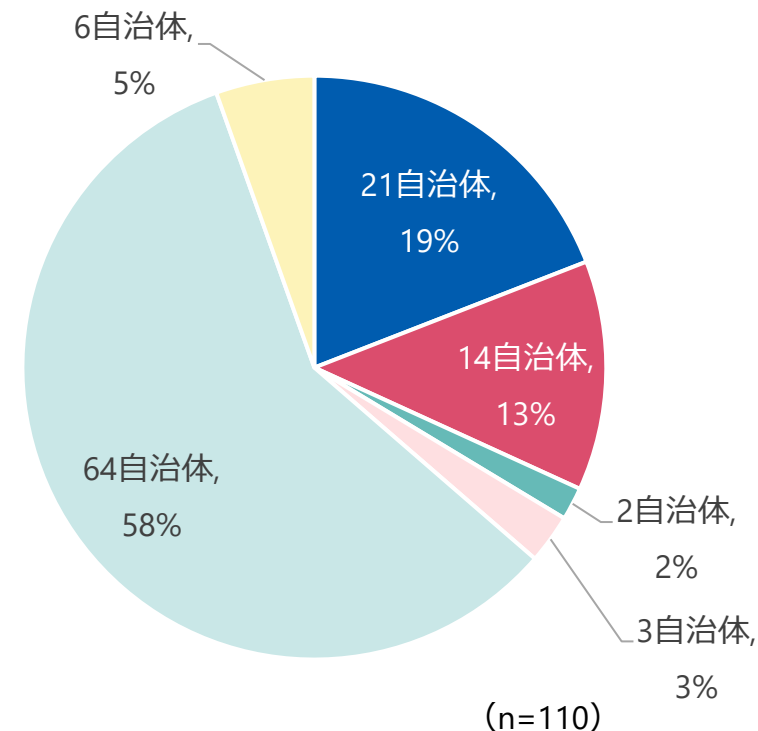


(n=332)

- 単独で設置している
- 他の協議会と合同で設置し、開催している
- 設置しているが、今年度の開催予定はない
- 以前は設置していたが、現在は設置していない
- 設置していない
- その他

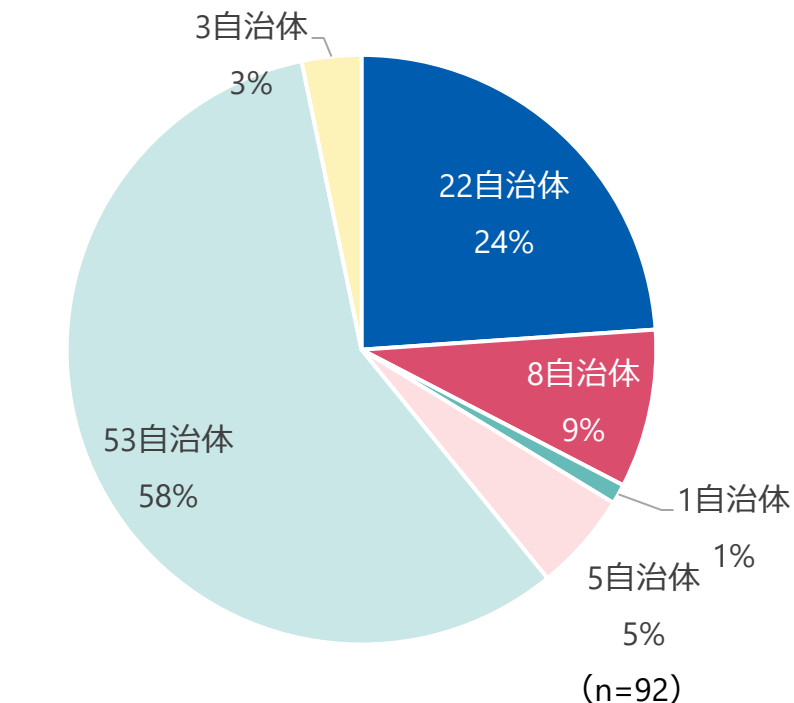
保健所設置市・特別区の協議会設置状況

令和5年度調査



- 単独
- 合同設置
- 設置しているが、今年度の開催予定はない
- 過去設置、現在は未設置
- 設置していない
- その他

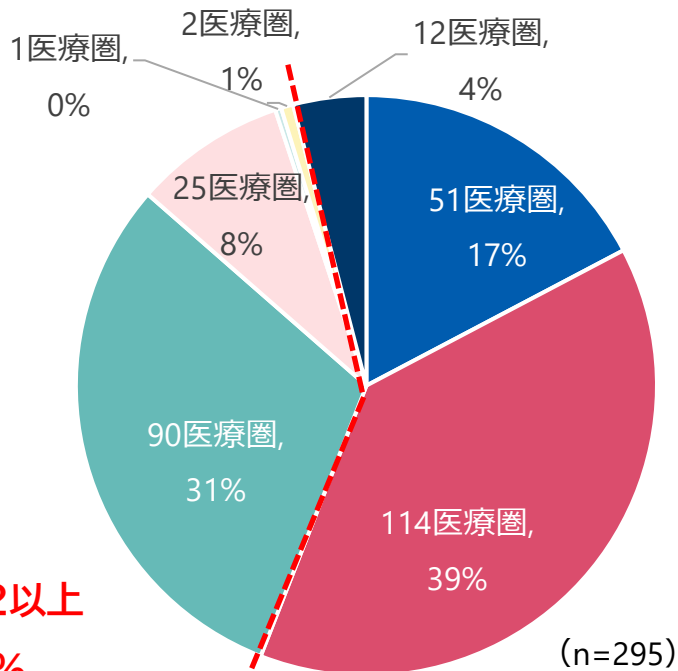
令和6年度調査



- 単独で設置している
- 他の協議会と合同で設置し、開催している
- 設置しているが、今年度の開催予定はない
- 以前は設置していたが、現在は設置していない
- 設置していない
- その他

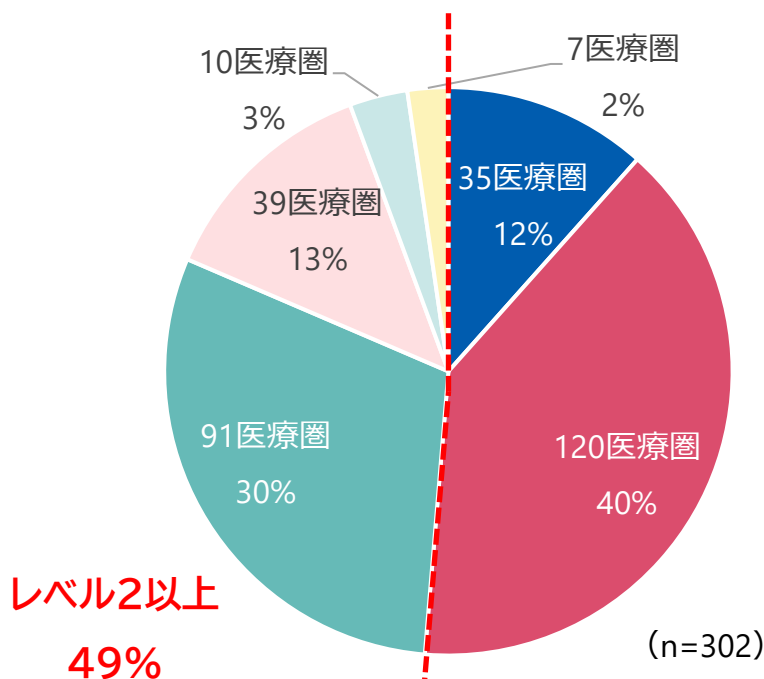
二次医療圏協議会の自己評価のレベル

令和5年度調査



- レベル1-①
- レベル1-②
- レベル2-①
- レベル2-②
- レベル2-③
- レベル3
- 無回答

令和6年度調査



- レベル1-①
- レベル1-②
- レベル2-①
- レベル2-②
- レベル2-③
- レベル3

レベル1-①：地域・職域連携推進協議会が開催されている。

レベル1-②：協議会の構成員が、それぞれの立場での既存の健康に関する情報や取組について報告し、意見交換を行っている。

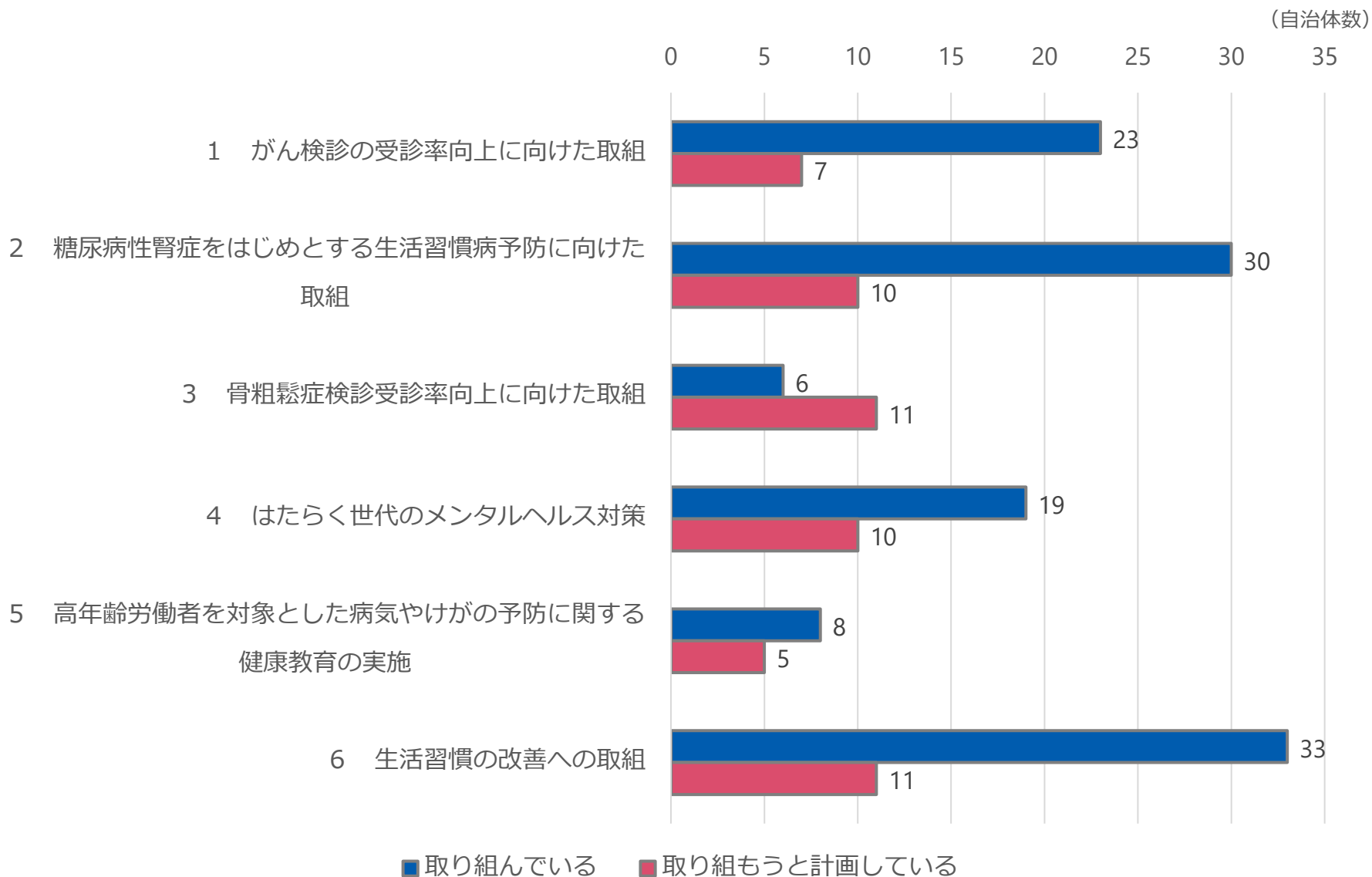
レベル2-①：協議会の構成員が、それぞれの立場での既存の健康に関する情報や取組に基づき課題意識を共有し、連携した取組が実施。

レベル2-②：各関係者が保有するデータを集めて分析し、地域特有の健康課題を特定した上で、関係者が連携して具体的な取組を行っている。

レベル2-③：協議会独自の調査を実施するなど更なる課題の明確化を行い、都道府県全体の方針と一体的な取組を行っている。

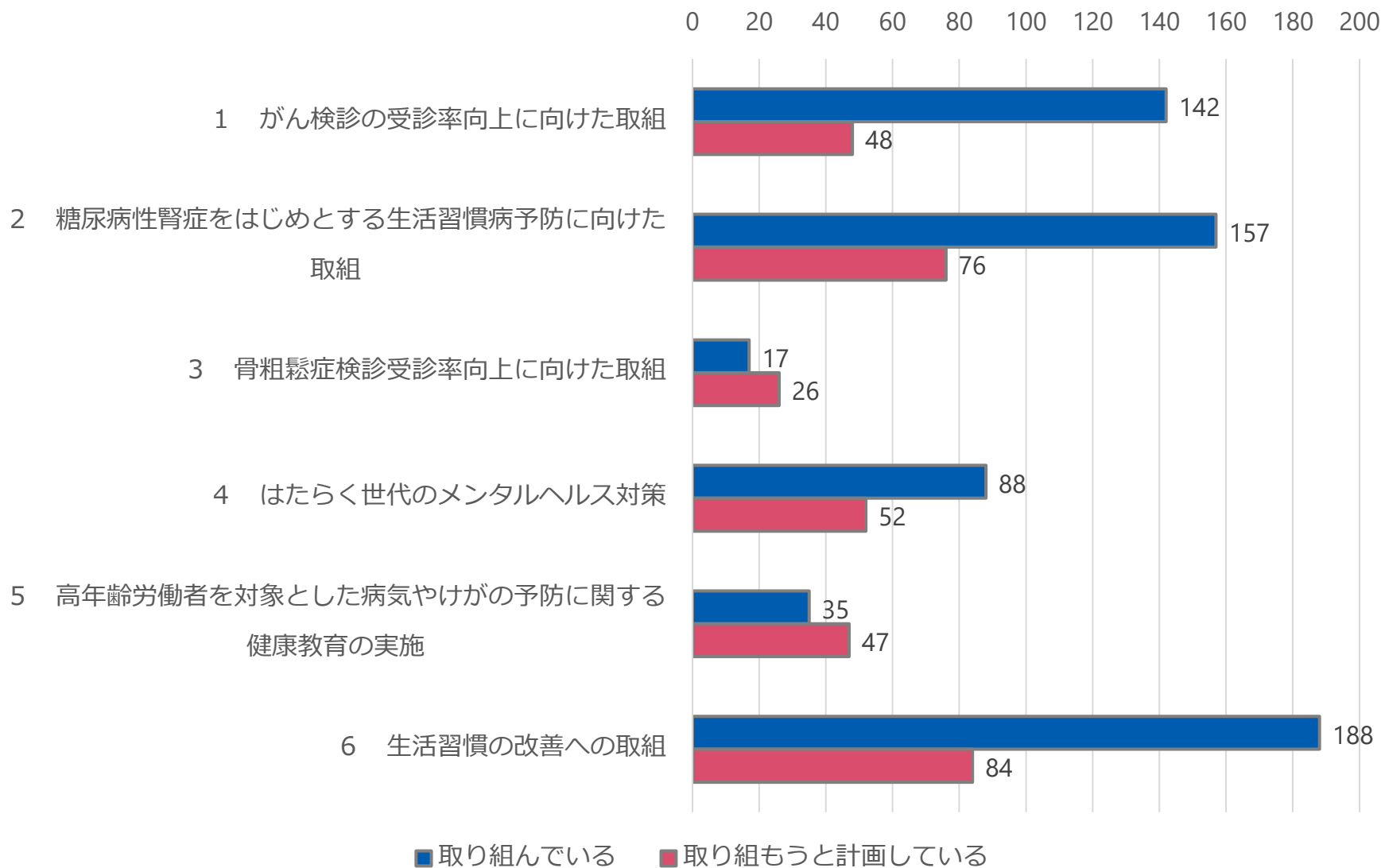
レベル3：具体的な取組を行うために必要な予算や人員を確保し、自立的かつ継続的に実施している。

都道府県協議会における各分野での取組状況



二次医療圏協議会における各分野での取組状況

(自治体数)



保健所設置市・特別区の協議会における各分野での取組状況

